

産業構造審議会知的財産政策部会

特許制度小委員会

最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について
中間取りまとめ（案）

平成14年12月

目 次

．はじめに	1
．特許制度見直しの基本的視点	3
．特許審査をめぐる状況	6
1．プロパテント時代における主要国の動向	6
2．技術革新及びグローバル化が特許出願に与える影響	7
（1）創造的技術革新を支える大学発の特許創出	7
（2）グローバル化を背景とした国際的な特許出願の増加	7
3．審査請求件数の推移	9
4．審査負担の状況	10
5．審査待ち期間の将来見通し	11
．特許審査体制の整備と特許制度・運用の見直し	12
1．特許審査体制の強化	12
（1）特許審査官の増員	12
（2）アウトソーシングの拡充	13
（3）審査補助職員の活用	13
2．先端技術分野等における創造的な技術革新の促進	14
（1）先端技術分野等における判断基準の明確化	14
（2）補正制限に係る審査基準の見直し等	14
3．ユーザーニーズに対応した早期の権利付与	15
4．国際的な権利取得の円滑化	16
（1）単一性要件の見直し	17
（2）記載要件の明確化	17
（3）国際的な審査協力の推進	18
．知財管理の強化に向けた企業の取組の促進	19
1．企業における戦略的な知的財産の取得・管理	19
（1）戦略的なプログラム策定するための参考となるべき指針の策定	19
（2）国際的な権利取得の円滑化	20
2．出願・審査請求構造改革への取組	20
（1）企業行動の変革への対応	21
（2）費用負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動の促進を目指した料金体系の導入	21
（3）中小・ベンチャー企業、大学等に対する支援措置の拡充	25
（4）審査請求後に取り下げられた出願に対する審査請求料の一部返還	26
（5）民間における先行技術調査の充実のための対応	27
（6）今後の検討事項	27
（参考1）知的財産戦略大綱（抜粋）	30
（参考2）知的財産基本法（抜粋）	32

．はじめに

本年7月、知的財産戦略会議により取りまとめられた知的財産戦略大綱は、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想であり、プロパテント政策のより一層の推進を図るものである。この大綱においては、「質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる」として、知的財産立国の実現には、知的創造サイクルの確立が極めて重要である旨を明確にしている。

さらに、この大綱においては、迅速かつ的確な特許審査・審判の実現を図るために、「特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要」とであるとともに、「企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべき」とである旨を明らかにし、特許審査体制の整備や特許制度の在り方の検討を行うとともに、知的財産管理の強化に向けた企業の取組を促進することとしている。

また、本年11月28日には、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るための基本事項を定め、そのために必要となる国、大学、事業者などの役割を明確化し、推進計画の策定などを通じ、知的財産立国に向けての施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする知的財産基本法が成立した。同法の第14条においては、発明等の知的財産について、所要の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものと規定されている。

こういった中で、本特許制度小委員会においては、本年9月以来4回の審議を重ね、知的財産立国の実現のための重要な要素である、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた特許制度の在り方について議論を行ってきた。以下は、その議論の中間取りまとめである。

なお、この中間取りまとめにおいては、迅速かつ的確な特許審査の実現のために必要な特許法等の改正を伴う事項の検討状況について、重点的に記述している。他方、特許審査の迅速化等に関しては、知的財産戦略大綱においては、今年度中に策定される「特許戦略計画（仮称）」の実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査待ち期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進することとされている。また、その際には、「より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる」とこととされているところである。

今年度末までに特許庁が策定する「特許戦略計画（仮称）」においては、この知的財産戦略大綱の趣旨を踏まえ、特許法等の改正事項に加え、この中間取りまとめにおいても記述している特許審査体制の整備に関連する予算措置や今後の特許審査の見通し等について幅広く記載されることが望ましいと考える。

・特許制度見直しの基本的視点

近年、低迷する我が国の国際競争力の回復・強化を図るため、あらゆる手段を用いて我が国の事業環境を整備・改善することが不可欠である。こうした中、特許制度については、依然として世界トップクラスの我が国の研究開発投資を強みとして活かし、その成果を適切に保護すべく、あらゆる観点から制度の見直しを進めることが必要である。

加えて、特許制度の見直しに当たっては、国際的な大競争の進展に配慮する必要がある。1980年代以降の米国のプロパテント政策、WTO/TRIPSを契機とした世界各国における知的財産権保護の強化に伴って、国際的な企業間競争においても知的財産権が事業戦略において大きな役割を占めており、我が国企業においてもこうした対応を図りうるよう、早急に環境整備を進める必要がある。

国際競争力強化の観点から目指すべき特許制度の基本的考え方としてはいくつかの基本的な要請があるものと考えられるが、まず、研究開発の成果に係る権利取得を促進するため、その前提となる特許出願については、より一層の奨励を行うことが必要である。次に、審査請求については、事業化のタイミングにあわせて適時に特許権を取得できるよう、審査請求がなされた出願についてはできる限り速やかに審査が可能となるような特許審査体制の整備を図るとともに、最も効率的な制度運用に向けたユーザーの協力を進めることが必要である。同時に、質の高い安定的な特許権付与が重要である。

本小委員会における特許制度の見直しについては、特許制度に対するこれらの要請に応えるべく進めてきたところであり、具体的な対策として、特許制度に対する最大の要請である迅速かつ的確な審査・審判の実現を図るとともに、知的創造のインフラとして特許制度に求められる幅広い要請に応え、制度・運用の公平性・中立性や国際的な制度・運用の調和を確保しつつ、産業競争力の強化に資する制度となるよう、考えられるあらゆる取組を総合的に実施していくことを提言するものである。

この取組の一環として、特許庁においては、特許審査体制の整備を行い、先端的な技術分野における研究成果を適切に保護することによって創造のインセンティブを高め、公平・中立の理念を確保しつつ、ユーザーニーズに応える特許制度の設計・運用を行わなければならない。あわせて、特許庁として、世界各国の特許庁との調整やWIPO（世界知的所有権機関）の場を通じた特許制度の国際調和に向けた取組を進めることが必要である。さらに、特許制度の最大の利用者である企業や弁理士においても、制度の適切で効率的な運用に向けた協力がなされることもまた必要であると考えられる。

以上を踏まえ、今般の特許制度の見直しについては、以下に掲げる具体的な取組の分野毎に検討を進め、その総合的な実施を図ることが適切である。

まず、特許審査体制の整備と特許制度・運用の見直しについては、以下の四

つの取組を行う必要があると考えられる。

第一には、特許審査体制の整備である。迅速かつ的確な特許審査の実現のためには、直接に特許審査を担当する部門や体制の強化を図ることが最も効率的であり、早急にその能力の拡充を図るための取組を実施しなければならない。

第二には、創造的技術革新を促す特許審査である。先端的な技術分野の研究成果については、その研究成果が特許となり得るかの判断基準が明確でないことも少なくない。先端的な研究成果の適切な保護と事業化を図るため、技術革新の進展の著しい技術分野に対し、適切なタイミングでの審査基準の明確化が必要である。

また、大学等から生まれる基幹的な発明については、その産業への応用の方向性が明らかになるまでに長期間を要することが想定されており、こうした点を踏まえ、適切な権利範囲の確保が可能となるような特許制度の運用が望ましい。

第三には、ユーザーニーズに対応した優先的な審査である。企業活動のグローバル化や知的財産権への関心の高まりを反映した世界的な特許出願・審査請求の増大傾向や、我が国の審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の一時的な急増により、当面、特許審査待ち期間の長期化のおそれが高まっている中、事業化が近い出願、国際的な出願、先端的な技術シーズを有するものの資金力に乏しいと考えられる大学・中小企業の出願などについて、早期審査制度などのより一層の普及・活用などの方策を講じるべきである。

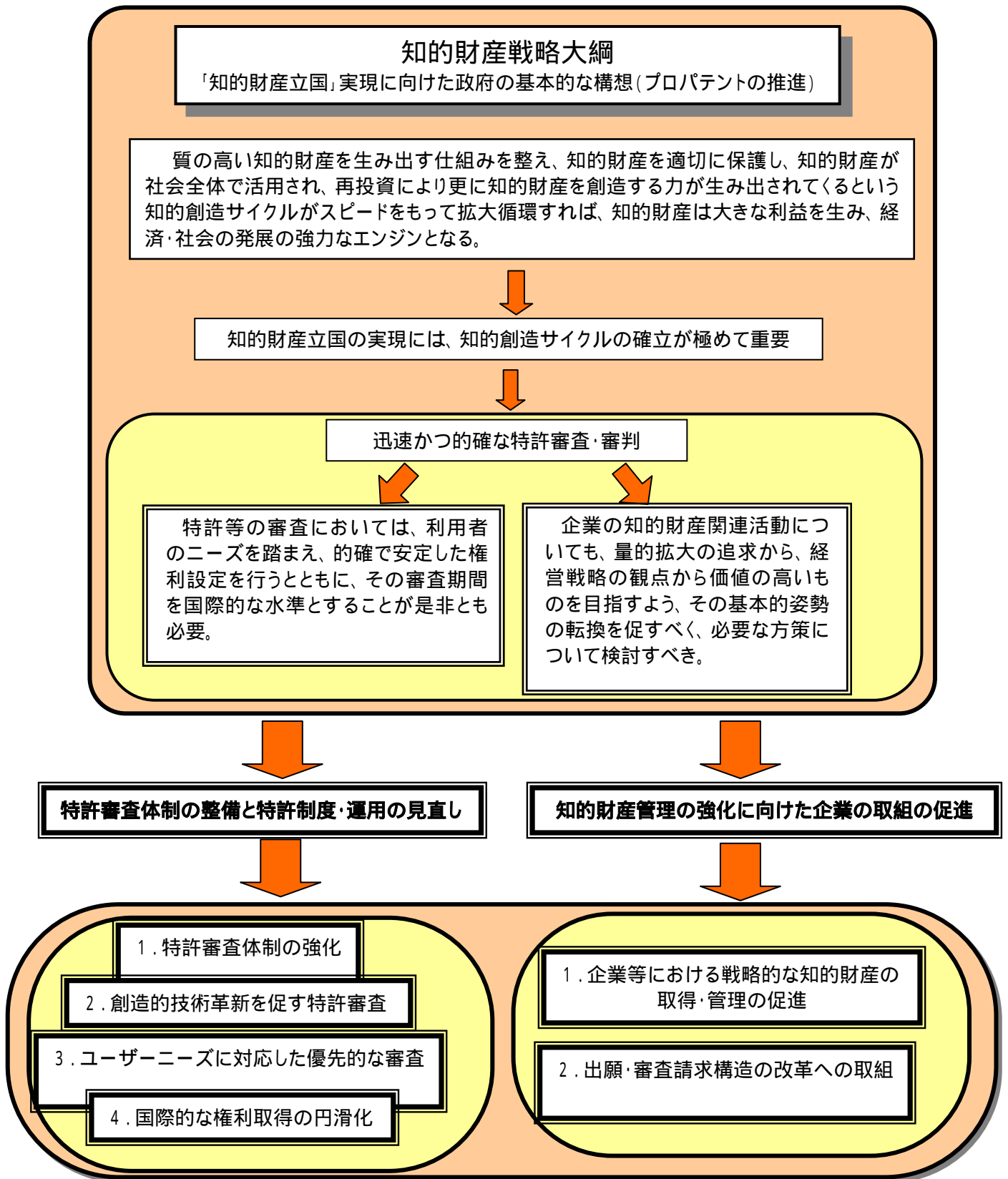
第四には、国際的な権利取得の円滑化である。世界各国への出願に伴い、企業等のユーザーの負担や各国特許庁の審査負担は飛躍的に増大しており、国際的な特許制度の調和や国際的な審査協力を推進すること等により、その負担軽減を図ることは極めて重要な課題である。

次に、知的財産管理の強化に向けた企業の取組の促進を図るためには、以下の二つの取組を推進する必要があると考えられる。

第一には、企業等における戦略的な知的財産の取得・管理の促進である。我が国企業の特許取得は欧米企業に比して国内重視の傾向が強く、海外での取得数は比較的少ない状況となっている。今後、先進的な企業における取組の紹介などによって、グローバルな競争を意識した戦略的な特許の取得・管理が進むことを期待するとともに、国際的な権利取得の円滑化に向けた措置の活用が図られるべきである。

第二には、出願・審査請求構造の改革への取組である。知的財産創造立国の実現により我が国産業の国際競争力を回復するためには、我が国特許制度が全体として効率的に運用され、迅速かつ的確な特許審査を実現することが重要である。他方、いわゆる「戻し拒絶」の一部にみられるような特許性の乏しい出願の審査請求が相当程度あることは、企業における戦略的な特許取得・管理が十分に行われていないことをうかがわせるとともに、特許庁の審査負担の増大と審査待ち期間の長期化の一因となっている。その改善のためには、企業や弁理士等のユーザーの協力は必要不可欠であることから、その戦略的な取組に対するインセンティブの強化と環境整備を進める必要がある。

図1：特許制度見直しの基本的視点



・特許審査をめぐる状況

1. プロパテント時代における主要国の動向

世界経済の安定的発展の原動力として、不断の技術開発が求められる中、技術開発の成果物に価値を与える特許制度は、投資の回収と研究開発へのインセンティブを付与するものとして、その重要性を増している。特に、80年代の米国に端を発した特許重視（プロパテント）政策は、90年代に入り世界貿易機関の一協定として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（WTO TRIPS協定）」に結実し、途上国の TRIPS 協定の履行期限である 2000 年 1 月を過ぎた今日、世界各国に特許制度を拡充させ、プロパテント時代を確たるものとした。こうしたプロパテント時代を背景として、世界各国における特許出願は、我が国の 43 万 9 千件（2001 年：過去 5 年の年平均伸び率 3.2% 増）、米国の 32 万 6 千件（同 11.3%）欧州特許庁の 11 万件（同 11.5% 増）に見られるように、先進国を中心に急増しており、今日、パテントイクスプロージョンとも称されている。

図 2：出願件数の推移

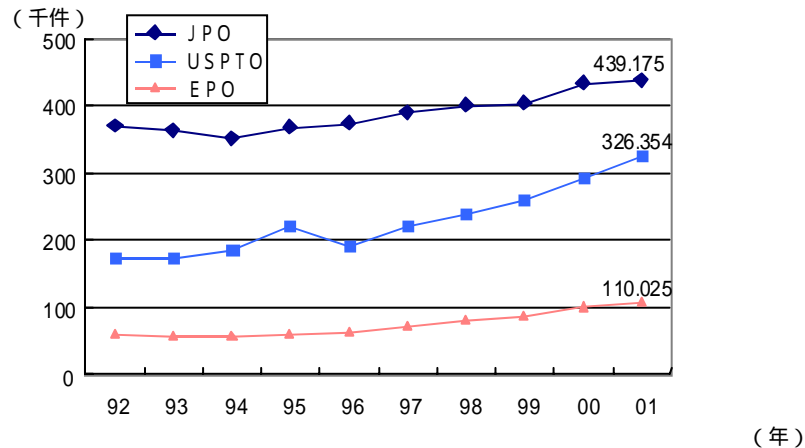
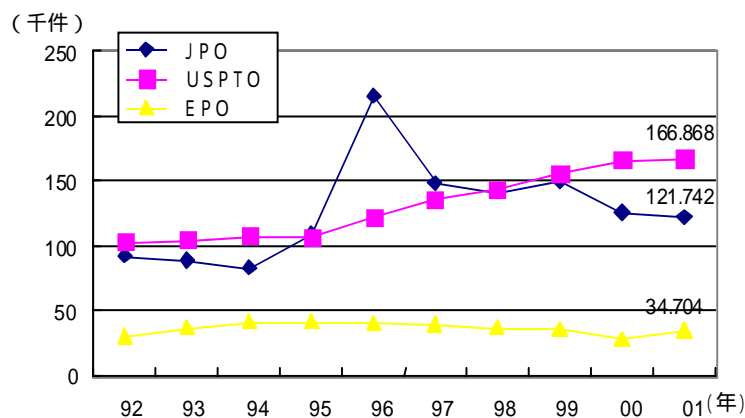


図 3：登録件数の推移



注：JPOの1996年は付与後異議制度導入のため一時的に特許査定が重複的に発生
 出典：特許庁年報、USPTO年報、EPO年報

2. 技術革新及びグローバル化が特許出願に与える影響

(1) 創造的技術革新を支える大学発の特許創出

創造的技術革新を支える大学や TLO 等からの特許出願は、我が国の場合、近年、倍増に近い伸びを毎年示してきたとはいえ、未だ米国に比べ低調である。今後、大学研究者における知財意識の高まりや学内知的財産本部の設置等の特許取得や活用に向けた支援措置の浸透により、大学発の特許の創出が強く期待されるなど、より一層の特許出願の増加が予想される。

図4：日本における大学、承認 TLO の出願件数の推移

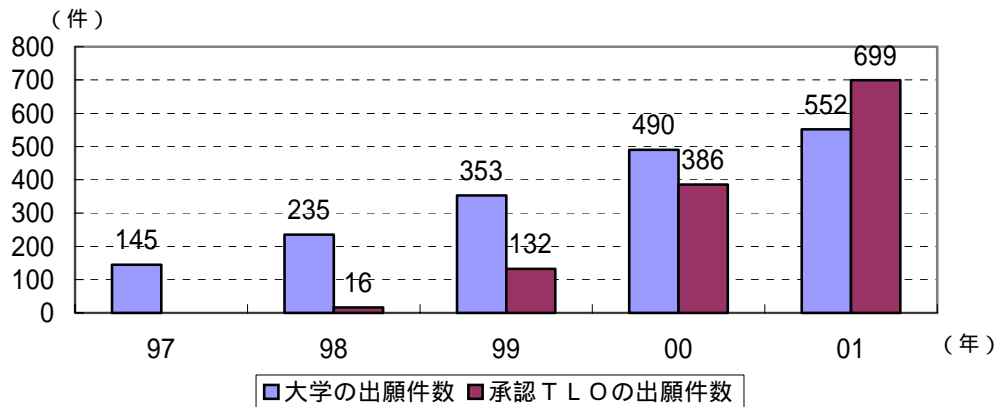
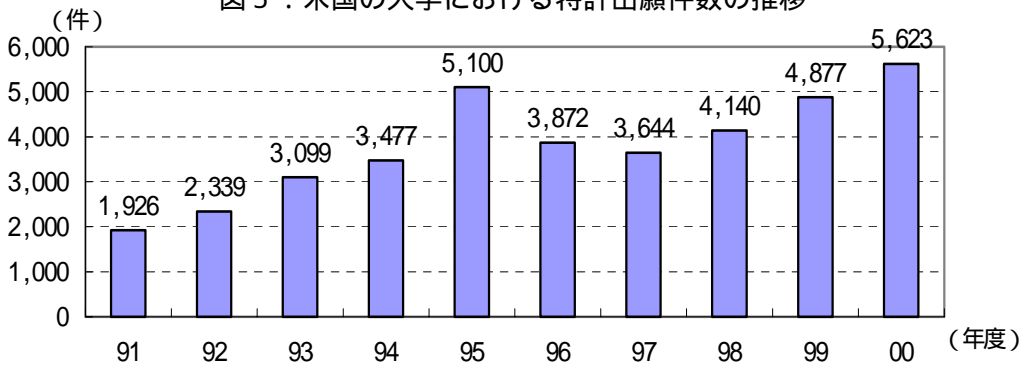


図5：米国の大学における特許出願件数の推移

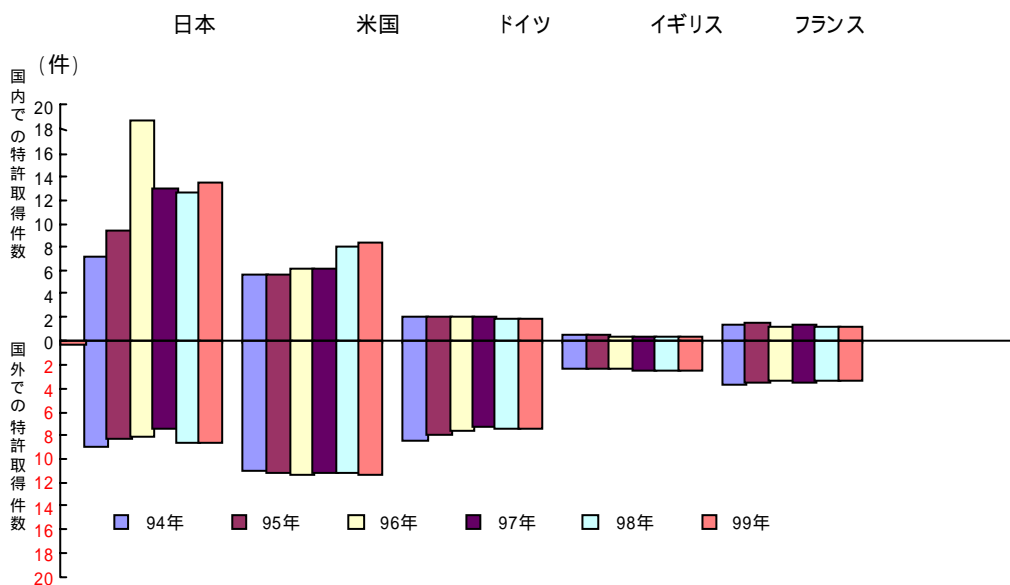


(2) グローバル化を背景とした国際的な特許出願の増加

企業活動のグローバル化を背景に、欧米先進国を中心に海外での特許取得を重視する傾向がうかがえる。我が国においては、海外に比べ国内での特許取得の比重が高く、欧米先進国に比べると依然国内重視の傾向にある。今後、国際競争の激化、海外模倣品に対する産業界の関心の高まり、更には、「グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務」との知的財産戦略大綱の指摘を背景として、我が国においても、海外での特許取得に向けた国際的な特許出願の増加

が予想されており、ユーザーからは海外での円滑な特許取得に向けた環境整備を求める声強い。

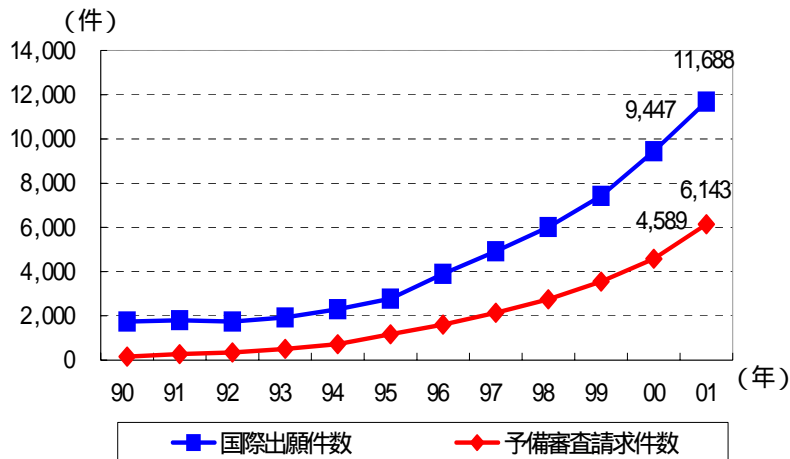
図 6：国内及び国外における特許取得件数推移

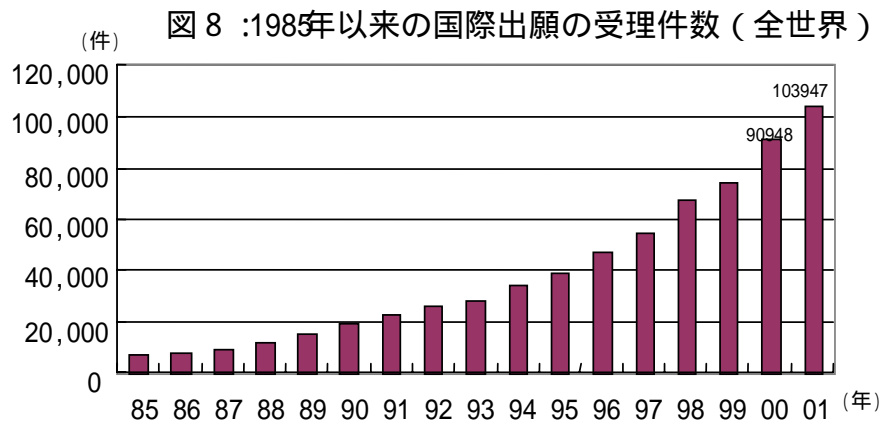


出典：WIPO 統計

また、こうした国際的な特許出願の世界的な増加傾向は、特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願 (PCT 出願) の指数関数的な増加にも表れている。国際特許出願について行われる国際調査や国際予備審査は、条約に基づき、我が国を含む 9ヶ国 1 政府間機関 (欧州特許庁) が選定されている。国際的な大競争時代を迎え、我が国特許庁の国際的な機関としての責務も一層増大するものと予想される。

図 7：我が国における国際出願及び国際予備審査請求の推移





出典：WIPO 統計

3 . 審査請求件数の推移

以上のように、プロパテント化、グローバル化等を受けて、特許出願件数は、一貫して漸増傾向にあるが、特許出願のうち、最終的に審査請求される比率（最終審査請求率）もここ数年持続的に上昇しており、この結果として、出願件数の伸びを上回るペースで審査請求件数が増加している。これに加えて、平成11年法改正による審査請求期間の短縮に伴って、一時的な審査請求件数の急増や、最終審査請求率の上昇が生じることが予想されている。特許出願及び最終審査請求率の現在の傾向が持続したと仮定すると、審査請求期間短縮に伴う影響もあわせ、審査請求件数は、最大では現状の倍近くにまで増加するとも予想される。

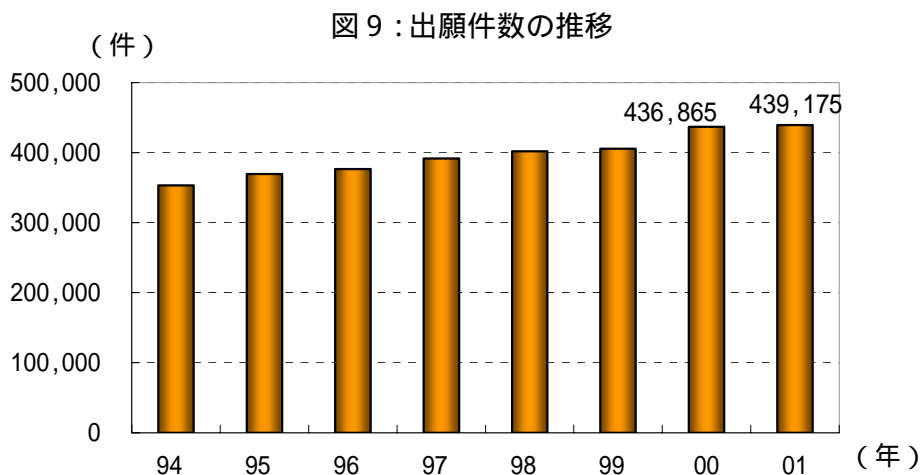


図 10：最終審査請求率の推移

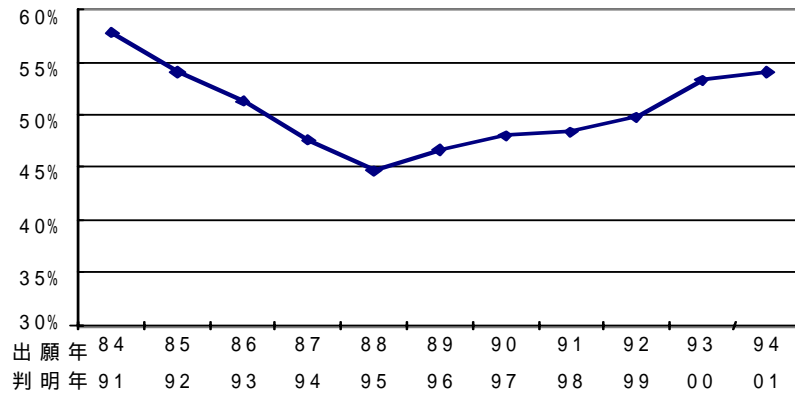
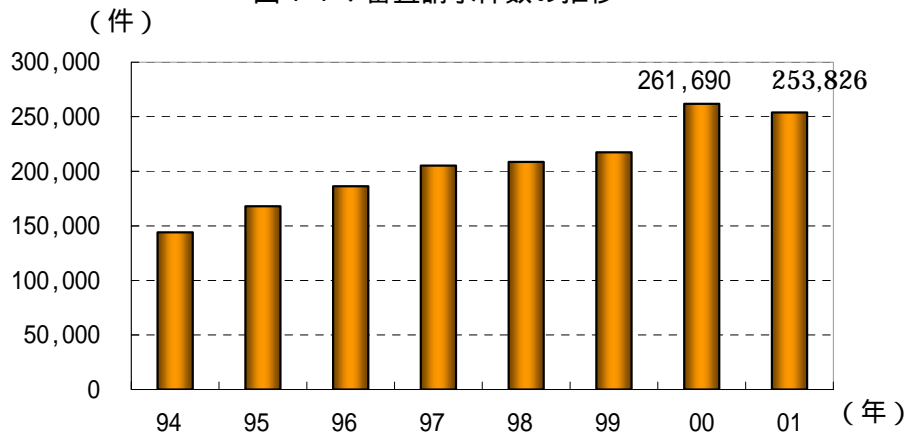


図 11：審査請求件数の推移



4 . 審査負担の状況

技術進歩を背景として、特許の出願内容は高度化・複雑化しており、特許出願 1 件当たりに含まれる請求項数が一貫して増加するなど、特許に関する審査負担は年々増大している。他方、特許権を積極的に活用した事業展開を図るためには、審査の質を維持しつつ、安定的な権利を付与する、的確な審査が求められることは当然であり、そうした観点からの要請も高まっている。

さらに、前掲のとおり、近年の国際特許出願の急増により、優先的な対応が求められる国際調査報告や国際予備審査報告に係る業務負担も増加してきており、審査官の審査能力をこの分野に振り向ける必要が生じていると考えられる。

我が国特許庁の審査官は、一人当たり欧米の審査官の 2 ～ 3 倍にのぼる審査を行っており、欧米に比較して少ない人員で高い効率性を確保しているものの、審査官一人当たりの審査件数は、こうした審査負担の増大により欧米と同様に年々減少している。

図 1 2 : 一出願に包含される発明の数
(平均請求項数)の推移

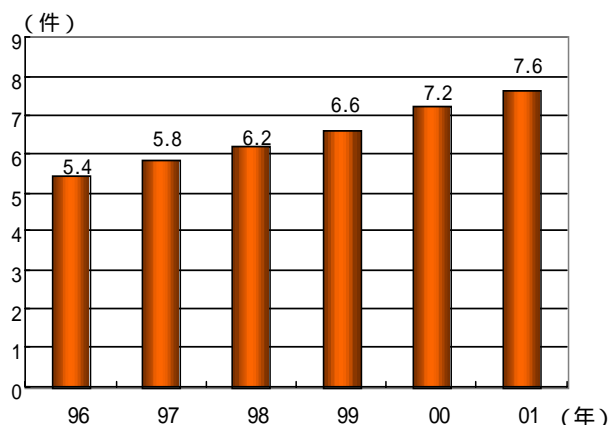
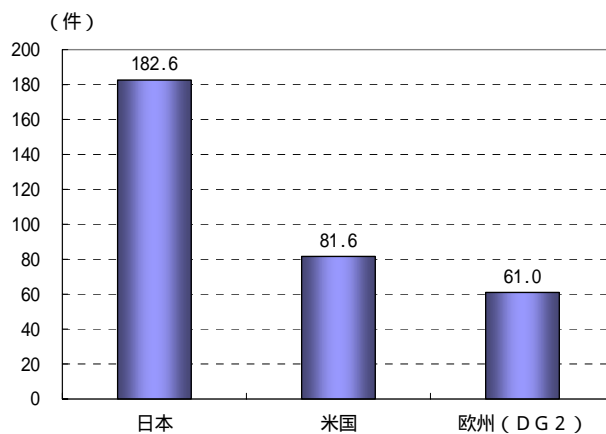


図 1 3 : 2001年の一人当たりの最終審査 +
国際予備審査件数比較 (米国のみ2001年度)



出典：特許庁年報、USPTO年報、EPO年報

5 . 審査待ち期間の将来見通し

我が国の特許審査については、審査請求を行ってから、特許庁の最初の応答が行われるまでの期間（審査待ち期間）は平均22か月となっているが、そのほとんどの期間は実際の審査に着手するまでの「待ち期間」に費やされている。したがって、特許審査の迅速化を図るに際しては、現在、審査待ちの状態にある特許出願（いわゆる「滞貨」）をできる限り減少させることが重要である。しかしながら、現時点においては、ここ2年間の審査請求件数の高止まりにより、審査請求件数が審査着手件数を大幅に上回る状況が続いており、審査待ちの滞貨は増加し続けている。こうした現状を踏まえ、早急に、審査請求件数と審査着手件数の不均衡の解消を図り、審査待ち期間の長期化の懸念に対応すべきである。

なお、こうした審査待ち期間の長期化に対する懸念は、プロパテント化やグローバル化を背景として、主要先進国共通の課題となっており、今日、審査のワークロード軽減に向けた検討が、日米欧三極特許庁会合やWIPO（世界知的所有権機関）における主要な議題となっている。

表 1 : 三極審査待ち件数、審査待ち期間、最終審査期間

	審査待ち件数 (件)		審査待ち期間 (月)		最終審査期間 (月)	
	2000年	2001年	2000年	2001年	2000年	2001年
日本	433,020	478,363	21.1	22.0	26.9	27.7
米国	485,129	542,007	13.0	14.4	24.7	24.7
欧州	191,600	212,200	20.7	20.7	50.1	46.1

出典：2001年三極年報

・特許審査体制の整備と特許制度・運用の見直し

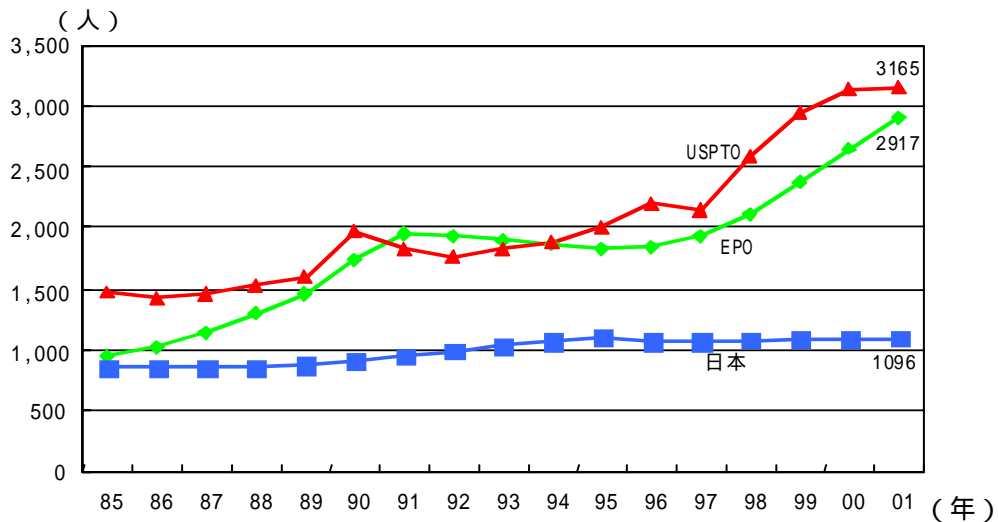
1 . 特許審査体制の強化

(1) 特許審査官の増員

迅速かつ的確な特許審査の実現のためには、個々の出願について、その特許性を最終的に判断する特許審査官の増員が必要であることは言うまでもない。しかしながら、10年間で国家公務員数を10%削減することが政府方針とされている中、欧米のように、主として特許審査官の増員によって要審査件数の増加への対応を図ることには一定の限界があり、特許審査官の増員と他の手法を組み合わせた総合的な取組により、課題の解決に向けて努めるべきである。

また、国際的な特許制度のハーモナイゼーションが進展する中で、より安定的な権利付与を行うため、研修や海外特許庁との審査官交流の推進等を通じて特許審査官の能力のより一層の向上を図るとともに、審査・審判を通じた判断基準の統一性・安定性をより高めるべきである。

図 1 4 : 三極における審査官数の推移

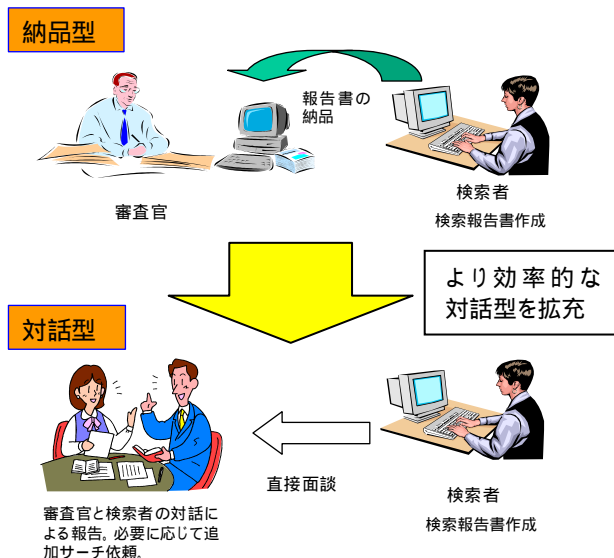


出典：三極年報

図 1 5 : 納品型検索外注及び対話型検索外注のイメージ

(2) アウトソーシングの拡充

特許庁においては、限られた審査官数の下で迅速かつ的確な特許審査を実現すべく、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定等に基づき、工業所有権協力センターに対し、特許審査に必要な先行技術調査と分類付与のアウトソーシングを行っている。こうした取組により、我が国特許庁は欧米に比して、比較的小規模の審査体制のもとで、民間技術者の能力を有効活用することにより高いパフォーマンスを実現しており、海外特許庁においても高く評価され、同様の取組が検討されている。



今後、このアウトソーシングの一層の効率的な運用に資するよう、検索者が記載した先行技術調査報告書（外注納品物）を審査官が参酌する納品型検索外注から、特許審査官と検索者が直接面談して、より緊密なコミュニケーションをとりながら先行技術調査の外注を行う対話型検索外注の拡充に努めるべきである。

表 2 : アウトソーシングの予算推移

年度	1998	1999	2000	2001	2002
外注予算 (分類付与 + 検索外注)	69.4億円	83.9億円	110.4億円	142.2億円	162.9億円
分類付与外注件数	5.2万件	16.3万件	49.6万件	44.2万件	44.1万件
検索外注件数 (内、対話型検索外注)	12.0万件	12.0万件	12.0万件	14.0万件	14.6万件
				2.0万件	6.0万件

(3) 審査補助職員の活用

これらの取組に加え、審査官OBや専門的知識を有した理工学系の博士課程修了者等を補助職員として積極的に活用し、先行技術調査に加え、論点を整理した予備的見解書の作成や、審査官に対する最先端技術分野の技術説明をも行うことで、特許審査官の負担軽減に寄与してきたところであり、引き続きその拡充に努めるべきである。

表3：審査補助職員の活用状況

	2002年度	2003年度
予備的見解書作成担当 (審査官OB等)	42人	55人
国際・新技術担当 (博士課程在籍・修了者等)	4人	15人

2002年度は実績、2003年度は予算上の人数

2. 先端技術分野等における創造的な技術革新の促進

技術革新が加速し、グローバル化が進展する中で、我が国の産業競争力の強化を図るためには、特に先端技術分野等における研究開発成果を時機を逸せず適切に保護することにより、知的財産創造のインセンティブを強化していくことが重要である。

(1) 先端技術分野等における判断基準の明確化

先端医療行為の特許法上の取扱いの明確化

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、皮膚の培養方法、細胞の処理方法の新技術が生まれている。医師による医行為等に影響を及ぼさないよう配慮しつつこれらの発明を更に促進するとの観点から、特許法における取扱いを明確化すべく、本小委員会の下に医療行為ワーキンググループを設置して検討中であり、2003年3月を目処に方向性を取りまとめる。

研究動向等を踏まえた特許審査基準の策定・公表等

バイオテクノロジー分野や情報通信技術分野など、技術革新の進展が急速な分野においては、学術研究の成果が速やかに市場化されたり、製品・サービスのライフサイクルが短期化するといった傾向がみられることから、その動向を踏まえて適切なタイミングで審査基準を明確化するとともに、事業化のタイミングを逃さずに権利付与を行うため、専門の審査室の機動的な設置を行うなどの体制整備に努めるべきである。

(2) 補正制限に係る審査基準の見直し等

補正制限に係る審査基準の見直し

我が国の補正制限に係る審査基準については、制度の利用者から、欧米に比して運用が硬直的にすぎるとの指摘がなされている。先願主義を採用している我が国特許制度の下においては、補正制限の運用があまりに厳格となった場合には、基幹的な特許の権利範囲が過度に小さくなるおそれもあることから、基

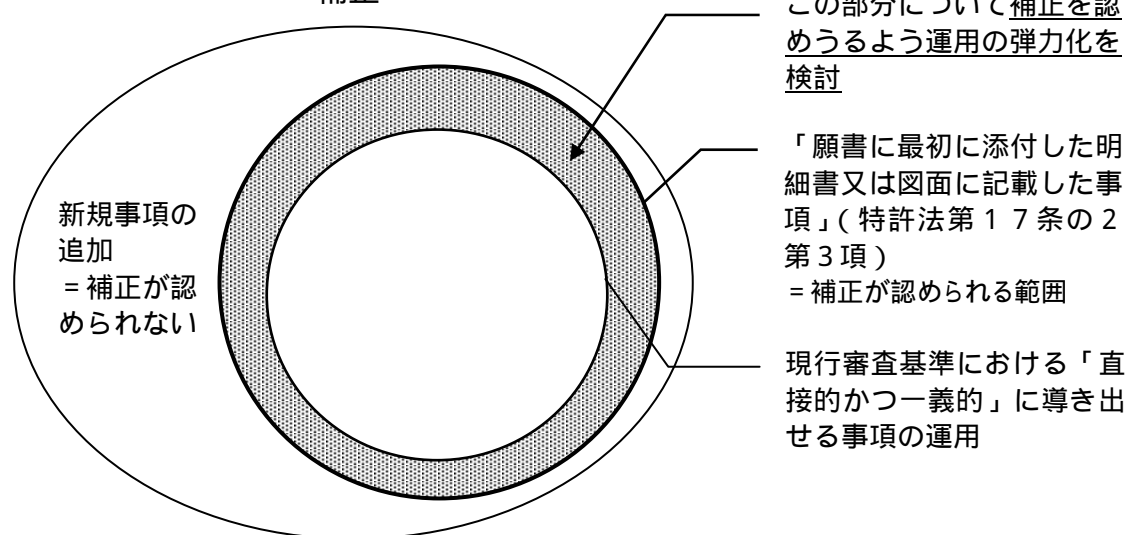
幹的な発明等についての適切な権利確保を可能とするとの観点に立ち、欧州における運用も参考として、運用の弾力化を検討する必要があると考えられる。

具体的には、「直接的かつ一義的」に導き出せるとの基準を弾力的に解釈し、出願人から、補正された内容が出願時の明細書又は図面に記載された事項の範囲内であることについての十分な説明がなされた場合には、補正を認めうることを審査基準上明確化する方向で検討を進めるべきである。なお、分割出願が行われた際の分割要件の審査基準についても、これに準拠する方向で検討すべきである。

公開制度の下での一部継続出願制度の是非

また、基幹的な特許の権利範囲を広く確保するための制度として、新規事項の追加が可能な米国の一部継続出願（CIP）と同様の制度を導入すべきであるとの指摘もある。しかしながら、CIP出願については、米国の限定的な公開制度の下で特に大きな効果を有するものと考えられるところであり、公開制度下でのCIP出願の効果を適切に評価した上で慎重に検討する必要があると考えられる。あわせて、我が国の特許法制との整合性を踏まえれば、実質的に同様の効果を有する国内優先出願期間の延長等につき、公開制度やパリ条約との関係、国際的制度調和の動向、ユーザーの意見も踏まえた検討を行うことがより現実的な選択肢ではないかと考える。

図16：補正制度見直しの概念図
補正

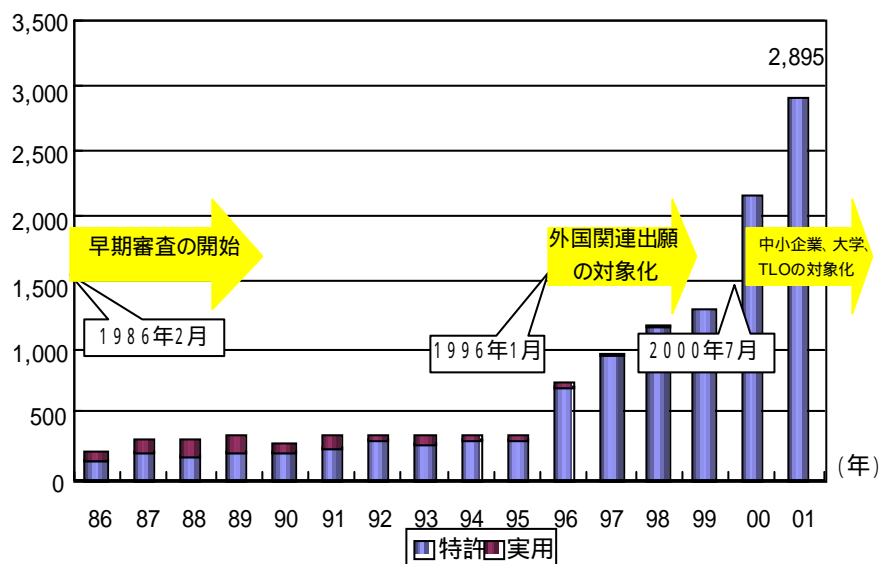


3. ユーザーニーズに対応した早期の権利付与

企業活動のグローバル化や知的財産権への関心の高まりを反映した世界的な特許出願・審査請求件数の増大傾向や、我が国の審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の一時的な急増により、当面、特許審査待ち期間の長期化のおそれ

が高まっている中、事業化に近い出願、国際的な出願、先端的な技術シーズを有するものの資金力に乏しいと考えられる大学・中小企業の出願などについては、早期審査制度などのより一層の普及・活用などの方策を講じるべきである。特に、早期審査制度については、その他のユーザーにとっても、事業化のタイミング等にあわせた権利化のニーズが高いことから、近年、その対象の拡大を行うなどの取組を推進してきている。しかしながら、早期審査制度の利用件数は増加傾向にあるものの、未だ3000件程度にとどまっており、中小企業等においても同制度が必ずしも十分に知られていない場合も少なくないことから、透明性と客観性を確保しつつ、より一層の制度の普及を通じて利用の促進を図るなど、その更なる活用を進めるべきである。

図17：早期審査の申し出件数推移



4 . 国際的な権利取得の円滑化

世界経済がグローバル化する中、各国で権利取得を求める国際的な出願は急増しており、翻訳費用や現地弁理士費用に加え、各国法制や基準に沿った明細書の作成など、出願人の負担は多大なものとなっている。また、これら出願を審査する各国特許庁における審査負担も急増し、審査待ち期間の長期化を招いている。

我が国の国際競争力強化のためには、我が国で生み出された先端技術分野等の高度な発明が国際的に特許出願され、これが保護されることが必要であり、我が国発の出願が如何に海外でも円滑に権利取得できるかが重要である。

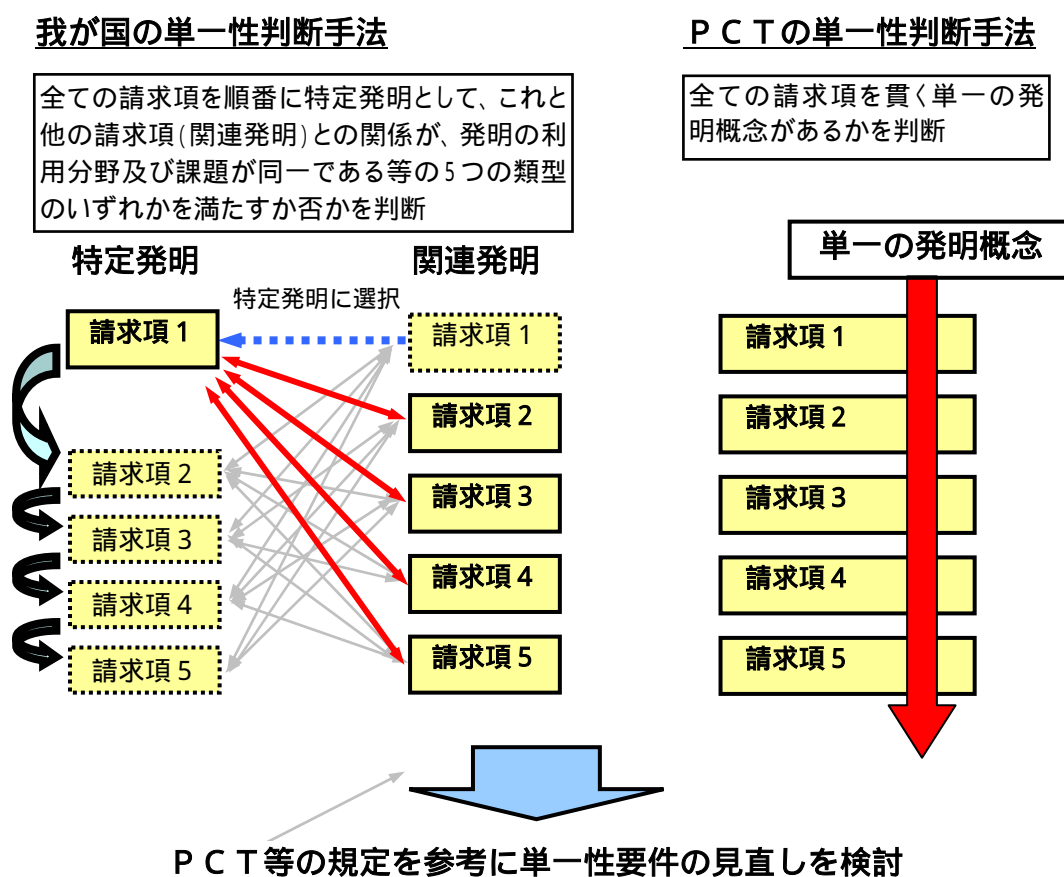
こうした国際的な権利取得の円滑化に向け、我が国特許庁は、前掲の補正制限に係る審査基準の見直しと同様に国際的な制度・運用の調和や、海外特許庁との協力の推進に努めるべきである。

(1) 単一性要件の見直し

我が国の単一性要件については、PCT等と異なる規定振りとなっていることから、我が国出願人は、海外への出願時に請求項の構成を変更せざるを得ない場合があり、国際出願時の負担が増すとともに、場合によっては海外での優先権を喪失するおそれがあるなど国際的な権利取得を阻害する一因ともなっていると考えられる。また、特許審査の迅速化の観点からしても、単一性の定義が曖昧であるために、出願人及び審査官のとるべき手続きが不明確かつ不統一なものとなり、併せて、それぞれの請求項間で単一性要件を充足しているかを判断する必要があることから、審査や先行技術調査の負担の増大につながっていると指摘もある。

こうした課題に対応するため、PCT等の規定を参考としつつ、単一性要件の見直しについて検討を進めるべきである。

図18：制度見直しの概念図



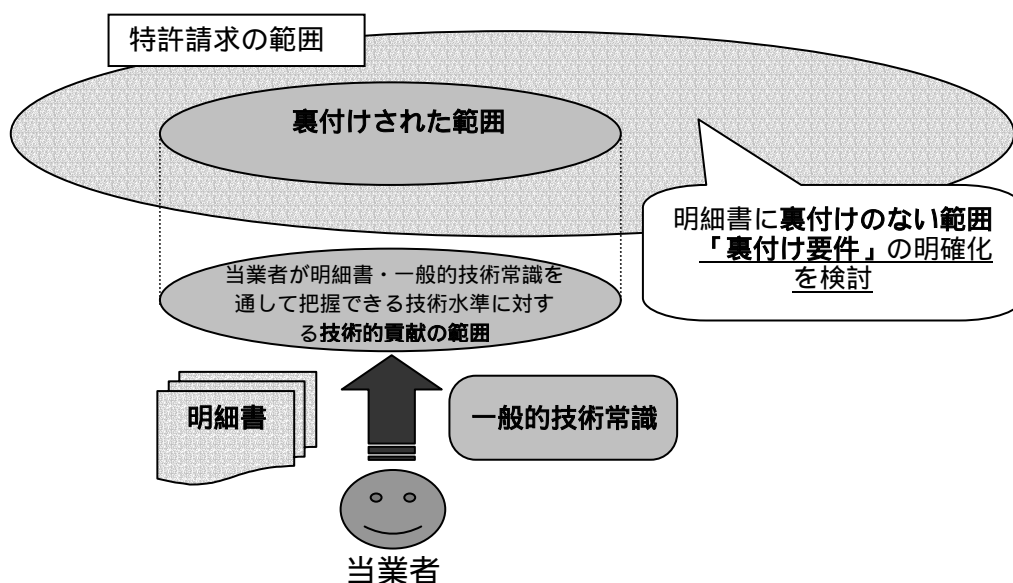
(2) 記載要件の明確化

今日、ある発明によって実現される機能や作用によって「特許請求の範囲」を表現する方式が定着しつつあり、技術の多様性に応じた柔軟な記載が可能と

なるなど、「広い特許」の確保に寄与している。一方、こうした表現形式は、特許請求の範囲の内容が抽象的・多義的になり、出願人が意図する以上の権利範囲が表現される場合もあり、権利取得後に無用の紛争を招く可能性がある。

欧米においては、こうした問題点を是正するための規定（いわゆる「裏付け要件」の記載の要請）が明確にされているが、我が国においては、法令・審査基準のいずれにおいてもこうした規定が明確にされていない。産業界においても、欧米のような裏付け要件の積極的な運用を望む声があることから、PCT等の規定を参考としつつ、我が国の記載要件を見直し、その明確化を図ることが必要である。

図19：制度見直しの概念図



(3) 国際的な審査協力の推進

海外への我が国特許庁の審査結果の提供

近年、PCTを利用した国際特許出願の件数は急激に増加している。我が国出願人がこのPCTルートを利用した場合、世界各国で出願日が確保できる他、我が国特許庁作成の国際調査報告書が早い段階で得られる等の利益があり、その審査情報は海外でも利用されている。また、我が国からはパリ条約を利用した国際出願も依然として多い。こうした出願に対し、我が国特許庁が審査結果を早期に提供すれば、出願人にとって海外での権利取得の目安になるとともに、外国特許庁でその審査情報が利用され権利取得の円滑化が図られるものと期待される。

こうしたことから、海外への我が国審査情報の提供を推進するため、PCT国際特許出願の一層の利用促進に加え、早期審査等の活用を図るべきである。また、我が国特許庁は、PCT国際調査と国内審査の同時着手をはじめとするPCTリフォームに係るWIPOでの検討も、審査情報の早期提供や出願人の利便性を踏まえ、積極的に取り組むべきである。

なお、海外での権利取得は、翻訳費用、手続費用等の出願人負担が大きいとの指摘がある。我が国から提供する審査情報が積極的に活用されるよう審査情報の電子化や機械翻訳の可能性の検討を進めるべきである。

日米・三極等、国際協力及び審査官交流の推進

2003年1月からは日米特許庁間において、サーチ結果の相互利用のための試行的プロジェクトを開始することとされている。また、日欧特許庁間においては、近年審査官交流を推進し、両庁審査官の信頼性の醸成が進められてきたところであり、サーチ結果の相互利用プロジェクトの検討も開始される予定である。

これらの審査協力や審査官交流は、将来的にサーチの質の向上や効率的な審査、出願人の費用負担の軽減に資するものであるため、特許制度及びその運用の国際調和とあわせ、今後も着実に推進していくべきである。

・知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

1. 企業における戦略的な知的財産の取得・管理

知的財産戦略大綱においては、企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理に関連して、「欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国出願の比率は低い。(中略)我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促す(中略)」との指摘がなされている。我が国産業の国際競争力を確保するためには、経済社会における実際の活動主体である企業が知的財産を活用した戦略的な取組を行う必要があることは言うまでもなく、政府としても、そのための環境整備に最大限努める必要がある。

こうした視点に立ち、我が国において、経営戦略の観点から価値の高い知的財産を重視し、知的財産管理を強化する企業行動を促すとともに、戦略的かつ効率的に特許を取得することを奨励する環境が整っているかを根本から点検する必要がある。

(1) 戦略的なプログラム策定するための参考となるべき指針の策定

企業において、知的財産の取得・管理・活用を戦略的に進めるためには、先進的な企業におけるベスト・プラクティスを抽出し、これに基づき、「参考となるべき指針」を策定することが有益であると考えられる。こうした観点から、知的財産政策部会経営・市場環境小委員会において検討が進められているところであり、これを企業が参考とすることにより、知的財産を戦略的に取得・管理・活用し、新たな事業の創出及び当該企業の円滑な実施に役立つことが期待される。

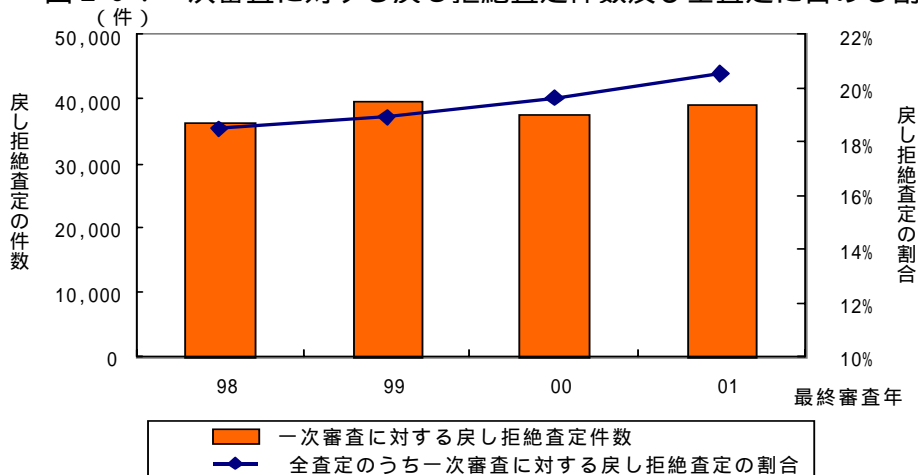
(2) 国際的な権利取得の円滑化

我が国産業の国際競争力を強化するためには、海外においても適切な知的財産権の取得・管理が行われることが必要であるが、企業にとってはそのための負担が極めて重くなっていることから、国際的な制度・運用調和の推進や、海外特許庁との審査協力の推進などを通じて、取得費用の低減を図るべきである（前掲）。

2. 出願・審査請求構造改革への取組

今後、我が国において知的財産立国の実現への取組を実施していく中で、産業界からのより戦略的な出願のみならず、更なる知的財産創造活動が期待される大学や研究機関等からの出願の増大も含め、今後出願が増加していくと見込まれる。そのなかで、我が国の産業競争力強化に資する出願に対し、国際的にみて遜色のない迅速かつ確かな特許権付与を実現するためには、限りある審査能力をできる限りこれらの出願に振り向けることが必要であり、公的なインフラである特許制度を我が国全体として最適な形で無駄なく効率的に運用するための「出願・審査請求構造改革」が急務である。そのためには、いわゆる「戻し拒絶」の一部にみられるような特許性の乏しい出願の審査請求が相当程度あることが、特許庁の審査負担を増大させ、結果として、我が国全体の審査遅延の一因となっていることを認識する必要がある。また、この「出願・審査請求構造改革」については、基本的にはユーザーである企業等の出願や審査請求の行動の改革に依存するものであり、その自覚と協力が不可欠であるが、知的財産戦略大綱においても、特許審査に関連して「企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべき」と指摘されており、行政側においても、企業等がより戦略的かつ効率的に特許を取得する方向に変化していくことを奨励、促進する対策を多面的に講ずる必要がある。

図 20：一次審査に対する戻し拒絶査定件数及び全査定に占める割合



戻し拒絶とは、審査官からの拒絶理由通知に対して、制度上、意見・補正の機会が与えられているにもかかわらず、出願人から何らの応答もなく拒絶査定となる案件のこと。

(1) 企業行動の変革への対応

企業行動の変革に関しては、既にふれた戦略的なプログラム策定のための指針の策定を通じて、企業における知的財産の取得・管理・活用の一層の戦略化を支援するとともに、特許庁は、特許の出願・審査請求構造や企業の特許取得の状況等について産業界への情報提供や対話に努めるべきである。また、本小委員会において、出願人と特許庁をつなぐ弁理士についても、出願数中心主義から特許有効活用を軸に置いた企業戦略への転換への貢献について期待すべきとの指摘がなされており、日本弁理士会等による取組の強化が期待される。

(2) 費用負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動の促進を目指した料金体系の導入

特許関係料金の基本的考え方

ア) 収支相償の原則、受益者負担の原則

特許特別会計において、各種料金は全体として産業財産権行政に要する総費用をまかなえるような額に設定され(収支相償の原則)、また、産業財産権行政における各種手続が実行されることにより利益を得る者が、その利益享受の対価として各種手続に要する費用を負担する構造となっている(受益者負担の原則)。

イ) 出願料、審査請求料、特許料の性格の概要

出願料は、出願に対する事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であるが、その水準は、発明の奨励の観点から容易に出願できる程度の額に設定されている。

審査請求制度は、特許出願のうち、特許性や事業性に乏しいものについては出願人が審査請求の要否について精査することによって、全体の特許審査を促進するという趣旨で創設されたものであることから、審査請求料については、審査の費用に対する対価としての性格を持つ一方、制度創設の趣旨からしても、出願人に適正な審査請求行動を期待し得る程度の水準に設定されるべきものである。

これに対し、特許料は、具体的に個別の費用に対応するものではなく、出願料及び審査請求料と合わせた場合に、特許制度全体の円滑な運用を維持するための総費用がまかなわれるように設定される料金であり、制度の円滑な運用により利益を受ける可能性が高い特許権者にその負担を求めているものである。

なお、これらの料金の設定においては、出願、特許審査に要する実費額を勘案した上で、政策的な判断により定めることとされている。

現行料金体系の問題

ア) 費用負担の不均衡の拡大

近年、審査費用は増大しており、また企業毎の特許率のばらつきが大きくなる傾向にあるが、現行料金体系の下では、特許料によって審査に要する費用等の不足分を補う体系となっていることから、特許率の高い出願人と低い出願人との間の費用負担の不均衡が拡大しつつあると考えられる。費用負担の不均衡の拡大傾向は、すなわち、重複投資・重複審査請求を避けるべく知財管理を十分に行う企業や、独自技術の開発に注力する企業などの特許性の高い出願を多く行う出願人にとって、他者の審査費用を負担する割合が増大しつつあることを意味しており、出願人の十分な先行技術調査や知的財産管理を行うインセンティブが低下してしまうおそれがあり、より一層、審査に要する実費に配慮した料金水準の設定を行うことが必要であると考えられる。

イ) 審査請求料による審査請求行動の適正化作用の低下

近年、審査請求件数が増大し、審査待ち期間は長期化の傾向をみせている。また、このような中、一次審査における拒絶理由に対して、出願人から何らの応答もなく拒絶査定となる率(戻し拒絶査定率)は、審査の全査定件数の20%前後にまで上昇している。これらの傾向を生じつつある要因の一つは、適正な審査請求行動を促すための審査請求料が十分に機能する額に定められていないことにあると考えられる。適正な審査請求行動がなされないことにより、産業競争力の強化に資するような特許を受けることのできる出願の審査待ち期間までもが長期化することは、権利の成立や行使に影響するものであり、結果として、知的創造サイクルの円滑な推進を阻害することとなると考えられる。

見直しの方向性

出願人との費用負担不均衡の是正を図るとともに、企業において、適正な審査請求行動をとるインセンティブをより強める観点から、従来に比して、より一層実際の審査に伴う費用にも配慮しながら、中期的には料金体系の見直しによる特許特会の歳入増が生じないような形で料金体系の見直しを図ることが必要であると考えられる。

今回、外部の監査法人により試算された特許出願・審査等の手続きにかかる実費と現行料金を比較すると(第4表参照) 出願料についてはペーパーレス化等業務の効率化努力により実費の低減が見込まれ、かつ現行料金を下回っている一方、審査請求料については出願の高度化・複雑化や請求項数の増加による審査負担の増大及び外注費用の増加により実費の上昇が見込まれ、かつ現行料金を大きく上回っている状況にある。

表 4：朝日監査法人による実費試算結果

	現行料金	14年度実費	今後10年実費
出願料	21,000円	17,708円	16,433円
審査請求料	96,700円	252,958円	303,066円
設定登録料 / 1件 (毎年)	18,208円	8,715円	9,609円
特許料 / 1件 (毎年)	42,309円	8,715円	9,623円

注1：現行料金の出願料は現行規定どおりの額。審査請求料は、基本額と、請求項の数に比例する変動額との合計額として規定されているため、請求項数を6.2（平成13年度実績値）とおいて計算。また、設定登録料は、13年度の設定登録料の納付実績÷特許登録件数により、また、特許料は、特許料の納付実績÷設定登録から4年目以降の現存特許権件数により計算。

注2：今後10年実費は、平成15年度 - 24年度までの歳出及び処理件数予測より試算。

こうした状況を踏まえた上で、現行料金体系の有する上記各問題を解消し、出願・審査請求構造の改革に資するように、出願料、審査請求料、特許料のすべてについて、現行料金体系の在り方について見直しを行うべきである。見直しの具体的な方向性は以下のとおりである。

ア) 出願料

先願主義制度の下では出願日が重要であり、出願は速やかに行われる必要がある。また、創造された技術について出願がなされれば、その技術内容は一般に公開されるため、次の創造を促進し、産業全体としての技術進展に寄与することとなる。さらに、技術内容の公開は、重複研究・重複投資の回避にも寄与することとなる。

したがって、積極的な出願を促すため、出願料は容易に出願できる水準とするべきであり、少なくとも実費を超えない程度の水準とすることが適当であると考えられる。現行出願料は21000円であるのに対し、試算による実費は、16400～17700円であり、上記の観点からみれば是正すべきものであり、実費を超えない額として、16000円程度の水準を検討することが妥当ではないかと考えられる。

イ) 審査請求料

審査請求料は、原則として、出願した発明の特許性に関し、審査請求時に見直しを促すような水準が妥当である。試算による実費は、25万円～30万円であるが、この実費以上の額とした場合は、審査請求時における出願人の負担増が過度となり、特許性が見込まれる出願の審査請求までもが阻害されるおそれがあるため望ましくない。また、費用負担の不均衡是正の観点からは、実費との乖離を適切な程度に小さくする必要がある。請求料を20万円程度以上まで引上げ、これに応じて特許料を変更した場合、権利付与前と付与後の負担比率がほぼ1：1となり（現在は約1：3）、不均衡の是正にも十分に寄与すると

考えられる。

上述のような審査に要する実費と、権利付与の前後における費用負担の比率の双方を考えあわせれば、審査請求料の水準としては、20万円前後から25万円前後程度の範囲で検討を行うのが妥当ではないかと考えられる。なお、基本的な料金構造については、現行と同じく、基本部分と請求項数による変動分とを有する構造を維持する方向で検討を行うべきである。

なお、本小委員会の審議の過程においては、審査請求料の引上げのみによって特許審査の迅速化を図ることへの懸念や、審査請求料の引き上げが資金力の乏しい大学・中小ベンチャー企業の審査請求を過度に抑制する効果が働くことへの懸念が示される一方、出願人にとって、審査請求前に先行技術調査を行うことは拒絶の回避につながり、結果として早期の権利化が図られるとともに、権利範囲を適切に設定し得るといったメリットがあるとの意見もあった。特に、より実際の費用を勘案した料金体系の設定は合理的であり、出願人のインセンティブを強化するとの意見が多数であったことから、今回の料金体系の見直しについては、最適な特許審査に向けた総合的な対策の一環として、他の施策とともに実施されること、審査請求料引き上げの影響を強く受けると予想される大学、中小ベンチャー企業への支援策を強化することを前提に、推進すべきであるとの結論を得たところである。

ウ) 特許料

審査請求料及び出願料の水準に応じて、収支相償となるような特許料の水準を検討すべきである。その際、基本的な料金構造については、現行と同じく、基本部分と請求項に応じた変動分を有する構造、及び累進制を有する構造を、いずれも維持する方向で検討を行うべきである。ただし、累進の程度については、特許料引下げ分の効果をできるだけ早期に生じさせるため、初期の特許料の引下げ率を大きくし、累進率の変更を行うことを検討すべきである。

エ) 料金水準の前提となる特許率

現在全査定件数の約2割を占めるいわゆる「戻し拒絶」は、企業啓発等を含めた総合的な対応により可能な限り減少を図るべきであるが、料金改定による請求行動適正化の効果としては、その半分である1割の低減を目指す程度が妥当と考えられる。この場合において、現在、平均で56.6%である特許率が、戻し拒絶の割合が半減することに伴って、約63%まで向上するものと試算される。今回の料金体系の見直しにより、この水準の特許率の実現を目指すことが適切ではないかと考えられる。

こうした前提の下で、平均的な請求項数及び維持期間を有する出願群について、前提とする特許率が達成された場合に、現行料金で負担することとなる総費用（出願料、審査請求料、特許料の総計）と改定料金下での総費用とがほぼ均衡し、特許率が前提を上回る企業にとっては中期的に費用の削減が図り得る料金水準とすることが適切である。

特許率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数) で計算した場合

料金見直しにより期待される効果

特許取得から権利維持までのトータルの費用の軽減

以上のような方向性で見直しを行った場合には、結果として、出願一件当たりの、出願料の引下げ額と特許料の引下げ額の合計は、審査請求料の引上げ額を超えるものとなる。すなわち、出願一件に要する出願から特許取得、権利維持にかかる費用の総額は、現行に比べ引下げられることとなる。出願一件当たりの各料金についてこのような料金水準の設定を行うことにより、出願群でみた場合には、特許性の高い出願に対し審査請求を多く行い、特許を取得する出願人ほど、出願から特許取得、権利維持に要するトータルとしての経済的負担が現行料金体系に比べて軽減される有利な料金体系となるため、各企業の経済合理的な活動の結果として知的財産管理を充実させるインセンティブになるものと期待される。勿論、企業の知的財産の管理の水準によっては、新たな対応を求められる企業もあると考えられるが、こうしたより高い水準の知的財産管理をめざす企業への変化の誘導の結果、我が国全体としてより多くの特許がより無駄なく取得され、産業の国際競争力の強化につながることを期待される。

新たな料金体系への円滑な移行

今回の料金改定は、出願人への費用負担の不均衡の是正の観点から、出願料から特許料までトータルの料金体系を見直したものであることから、原則として、改定後の料金体系は施行日以降の出願に適用されるべきである。これにより、出願人に対する急激な負担率の変動が避けられ、新料金体系への対応の期間が確保されると共に、いわゆる「駆け込み審査請求」と呼ばれる出願人の過渡的な手続き負担を強いることがなく、併せて、これによる審査待ち案件（滞貨）の急増も避けられることとなる。

この場合において、審査請求料の引上げによる影響が特許料の引下げに先行して生じることとなり、経常的に出願・審査請求・特許取得を行い、特許料の軽減効果を受取る企業においても、現行料金体系から改定後の料金体系に移行する期間においては、改定後の特許料による負担軽減効果を得るまでの間は、審査請求料の引上げによる負担増が生じることとなる。こうした影響に配慮し、新たな料金体系への円滑な移行を図る観点から、料金体系の見直しに伴う効果を減殺することのない範囲内で、負担軽減措置を講ずることを検討する必要がある。具体的には、後述する中小・ベンチャー企業、大学等に対する支援措置の拡充や料金改定時に導入する審査請求料の返還制度を前倒しで適用すること、現行料金が適用される特許権に対して何らかの措置を講ずること等について、特許会計の収支見通し等を勘案しつつ検討するべきである。

(3) 中小・ベンチャー企業、大学等に対する支援措置の拡充

中小・ベンチャー企業に対する軽減措置の拡充等

特許権の取得をめざす中小・ベンチャー企業は、大企業に比し脆弱な研究開発体制や資金力のなかで、新たな事業展開に不可欠な研究開発を行い、その成果の特許化を目指しているものと考えられ、特許取得から維持に係るトータルな経済的負担が軽減される今回の料金体系見直しは特許権の取得をめざす中小・ベンチャー企業に中長期的に有利なものと考えられる。しかしながら、短期的には審査請求料の引上げによる費用負担増が想定されるため、本小委員会では、中小・ベンチャー企業に対する審査請求料等の減免措置の必要性について指摘があった。

現在、中小・ベンチャー企業に対する審査請求料等の減免措置としては、発明の奨励の観点から、特許法において資力に乏しい個人及び法人に対する減免措置が講じられているとともに、産業技術力の強化を図る観点から、中小企業における創造的な研究開発を促進し、その成果が事業において十分に活用されるようにするため、産業技術力強化法において、研究開発型中小企業に対する料金の減額措置がなされている。このように、現在も中小・ベンチャー企業が特許権を取得するのに要する費用負担の軽減がなされている。

しかしながら、これらの減額規定の利用実績については必ずしも多くなく、この背景としては減額制度自体が十分に知られていないことや制度利用の手の煩雑さ、現在の制度対象では不十分であること等が、本小委員会において指摘された。このため、日本弁理士会等特許関係団体や中小企業関係団体とも連携しつつ、制度の普及や利用の円滑化等制度の利用拡大を図るとともに、対象の拡大について検討する必要がある。

また、中小・ベンチャー企業については、知的財産専門の組織・人員を持つことは困難であり、資金的にも制約があるため、かならずしも十分な先行技術調査ができないことが考えられ、特許電子図書館の利用環境の整備を図るとともに、弁理士や企業の知的財産関係者OB等の専門人材の協力も得つつ、検索方法の指導等先行技術調査の支援の強化を検討すべきである。

大学等に対する支援措置の充実

また、大学における知的財産の創造は知財立国を実現する上で非常に重要であり、現在、産業技術力強化法により大学や大学の研究者等に対する審査請求料等の軽減措置が実施されている。今後、国立大学の法人化、知財本部の整備等の動きも踏まえ、既存の独立行政法人に対する料金の在り方も勘案しつつ、特許関連料金の在り方について引き続き検討が必要である。

さらに、大学における知的財産の戦略的な管理・取得を支援する観点から、特許電子図書館の利用環境の整備を図るとともに、弁理士や企業の知的財産関係者OB等の専門人材の協力も得つつ、各大学における知的財産管理体制整備への協力、TLOの支援強化等の総合的な取組みを推進すべきである。

(4) 審査請求後に取り下げられた出願に対する審査請求料の一部返還

既に審査請求を行った出願についても、事業性が乏しくなったこと等の理由により、審査が不要となる場合も少なくない。こうした場合に審査請求の取

げ（法律上は出願取下げ）が行われれば、審査負担の軽減が図られることとなるが、出願人には取下げを行う経済的メリットが存在しない。こうした観点から、本小委員会において、特許査定又は拒絶理由通知の到達前に出願を取り下げた場合に、請求により審査請求料の一部を返還する等の制度の導入を検討するべきであるとの指摘がなされた。

このような制度は、審査待ち期間中にも出願内容の見直しを行って特許取得の必要性を判断する出願人にとって、費用節減の観点から強いニーズがある。また、不要な審査が減少し、審査待ち期間の短縮化にも寄与することから、その具体化に向けた検討を進めるべきである。

（５）民間における先行技術調査の充実のための対応

今回の料金体系の見直しについては、出願人側における先行技術調査等の一層の対応が期待される。大企業においては、知的財産管理専門の内部組織や人材の強化や弁理士等の活用により対応することが可能と思われるが、一般的には民間における先行技術調査のための体制・能力が不十分であり、その強化が必要であることを指摘した。

これまで特許庁は、民間における先行技術調査のための環境整備のために、その保有するデータベースに収録されているデータについては、著作権の制約等により提供ができないものを除き、データのコピー、媒体等にかかる実費のみで民間事業者提供している。さらに、特許情報に関する基本的なサービスについては、大学や中小企業を含め一般公衆による利用を念頭に、「特許電子図書館」においてインターネット上で無償提供している。

これに加えて、特許審査官の先行技術調査の情報やノウハウについては、同一分野を担当する審査官でのノウハウ共有を図る観点から、技術分野毎に「サーチ戦略ファイル」を作成し、情報公開制度に基づく請求に応じて公開がなされているところである。

特許庁においては、既にこうした方策を通じて民間技術調査機関の育成のための環境整備を進めているが、委員会における指摘を踏まえ、今後、民間技術調査機関の活動実態、出願人の具体的な調査ニーズ等の把握を行いつつ、弁理士の果たす役割との関係も含め、さらに講ずるべき施策の方向について検討を進めることが必要である。

（６）今後の検討事項

なお、上記の料金体系の見直しを議論するに際し、本小委員会において、以下の指摘・提案がなされたところであり、それぞれについて導入の必要性を検討したが、現時点では導入は見送り、さらに検討を進めるべきであるとの結論となった。

先行技術調査制度の是非の検討

本小委員会では、上述の民間における先行技術調査の向上のための対応に加え、さらに審査請求前の先行技術調査を制度的に組み込むことにより、審査請

求の精査を期待できるのではないかとの指摘があった。この場合、制度設計の基本的な方向として、そうした先行技術調査サービスを行政部門が体制を強化して担っていくか、民間技術調査機関の育成により担っていく方向とするのかにより、大きく制度が異なることから、それぞれの場合に分けて検討を行う必要がある。

ア) 行政の体制強化により対応を図る制度

特許庁が行政サービスとして先行技術調査を行う場合には、現在、特許庁が先行技術調査を外注している工業所有権協力センターの活用が考えられる。しかし、工業所有権協力センターについては、近年検索外注件数の拡大及び対話型検索外注への移行が急速に進む中、特許審査官からの外注を処理するだけの素養を有する人員を確保し、研修等を通じて能力の向上を図りつつ、特許庁からの外注に専念せざるを得ない状況にある。したがって、当面は工業所有権協力センターが民間からの依頼を受けて先行技術調査サービスを行った場合、特許審査官の審査効率の向上に必要な人員の確保が困難となるおそれがある。

また、欧州特許庁が出願全件について調査報告書を作成していることも参考に、単なる先行技術調査サービスとしてではなく、審査請求に前置する調査請求制度を設け、その結果を踏まえて審査請求の要否を判断するとの制度も考え得るが、その場合には、上記の問題点に加え、出願人に新たな義務を課することの是非、特許庁・工業所有権協力センターへの調査業務の集中に伴う行政部門肥大化のおそれ、出願人が研究開発段階から先行技術調査を行うことに対するインセンティブの低下、欧州特許庁における審査効率化の観点からの調査と審査の融合化の動きの評価等を踏まえて判断する必要がある。

上記のような要素を勘案すれば、少なくとも現時点においては、特許庁が出願人の求めに応じて先行技術調査を行う制度の創設は困難であると考えられる。

イ) 民間技術調査機関の調査結果を審査に反映させる制度

出願人が戦略的な研究開発を行い、その成果を知的財産として取得・管理するための基盤として、民間技術調査機関の育成や調査能力の向上は極めて重要な課題である。こうした民間技術調査機関が多数輩出され、競争により低い費用で信頼性の高い調査サービスが提供される環境が実現されることが望ましい。こうした観点から、本小委員会では、民間技術調査機関の作成した先行技術調査報告書が添付されている場合には、審査請求料を減額すべきではないかとの指摘があった。

しかしながら、審査請求料の減額を制度化する場合には、民間技術調査機関において作成する先行技術調査報告書の水準を特許庁が関与して担保していく仕組みが必要と考えられ、その仕組みの実現可能性について、水準担保の実効性、行政コスト、出願人の利便性、国際的な制度の調和等の種々の視点から詳細に検討するべきである。また、現時点においては、民間技術調査機関が質・量両面で十分な調査能力を有するには至っていないと考えられることから、当面は民間技術調査機関の育成を図り、その状況をみつつ、将来的な課題として検討を行うことが適切ではないかと考えられる。

なお、本小委員会においては、これに類似した制度として、PCTの国際調査報告が添付されている場合と同様、欧米特許庁の審査結果が添付されている場合の割引制度を設けるべきではないかとの指摘もあった。我が国のみがこうした制度を導入した場合、海外での審査結果を有する国内ユーザーにとってのメリットもあるが、一般に外国ユーザーにより多くの利益が生じるものと考えられる。このため、我が国ユーザーも含め広くメリットを享受するためには、相互主義により諸外国においても同制度が採用されるよう働きかけることが重要と言える。なお、こうした制度を利用する前提として、海外での審査の対象である特許請求の範囲の記載が、我が国における特許請求の範囲と同一である必要があり、これを担保するための手続きの在り方をあわせて検討していくことが必要と考えられる。

早期の権利化を求める出願に高い料金を適用

本小委員会においては、権利化の時期に対するユーザーのニーズについて、料金面での調整を図る観点から、早期の権利化を求める案件に割り増し料金を適用すべきであるとの指摘があった。確かに、欧米においても、審査の順序によって異なる料金を適用している事例はあるが、我が国においては、審査の順序にかかわらず特許審査により生じる行政コストは出願人の間で同じであることに鑑み、現行法に基づく優先審査制度、運用で実施している早期審査制度においても、料金面での差異を設けられていない。

これらの現行制度の運用に際しては、公平性と透明性の確保が必要であり、料金による差異を設けることも1つの解決策であると考えられるものの、現行制度については未だその利用の拡大を図る余地があり、現時点で著しい不公平が発生している状況にないと考えられる。こうした観点から、現行制度の利用状況や、諸外国の制度や我が国ユーザーのニーズの把握に引き続き努め、必要があれば検討を開始することが適切である。

審査請求料の着手時払い制度

本小委員会においては、審査請求料に着手時払いを認め、未払い時には着手を保留するなどの制度を創設することにより、出願人の選択により実質的に審査請求期間が3年以上に延長され、一時的に審査請求件数を減少させる効果がありうるのではないかとの指摘もあった。しかしながら、審査請求期間の短縮については、平成11年法改正において、第三者の監視負担等を軽減する観点から行われたものであり、現時点においてもその必要性に変化はない。したがって、実質的な審査請求期間の延長につながるような審査請求料の着手時払いの制度を導入することは困難ではないかと考えられる。

(参考1) 知的財産戦略大綱(抜粋)

企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理

世界で最も多い我が国の特許出願のほとんどは、企業によるものである。しかしながら、欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国への出願比率は低い。特に、ライフサイエンス等の先端技術分野における特許出願は、国際競争力の源となるものと考えられるが、その質・量ともに十分とはいえない。我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促すとともに、日本版バイ・ドール制度の拡充など、政府において十分な環境整備を行うべきである。

迅速かつ的確な特許審査・審判

特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査待ち期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査待ち期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのため、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組を推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助を図るとともに、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けた取組を進め、究極的には世界特許システムを実現することが望ましい。このため、2002年中に、その実現に向けた第一歩として、日米特許庁の協力の下、日米両国に出願された特許について、調査結果・審査結果の相互利用に関する検討を開始すべきである。

また、審判制度についても、迅速かつ的確に判断を示すことにより紛争処理の負担が軽減できるよう、制度の在り方及び実施体制について抜本的な改革を進めることが必要である。企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。

特許審査・審判の迅速化等

特許審査の迅速化等

) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改

革等の総合的な施策を講ずる。

）2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。

）2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処しうる体制を整備する。

）特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

国際的な知的財産制度の調和と協力の促進

世界特許システムの構築等に向けた取組の強化

）各国の制度が独立している現状において、世界的に権利を取得するためには、同一の内容の出願を世界各国にする必要があるため、ユーザーの手続・費用上の負担が莫大なものとなっており、また、内容上重複する出願を各国特許庁で審査するため業務負担が急増し、出願人の権利取得までの期間が長期化している。出願の早期権利化とともに各国特許庁の業務負担の軽減を図るため、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を含む各国特許庁の協力を推進する。特に、日米特許庁間において、2002年中に先行技術調査結果・審査結果の相互利用に関する検討プロジェクトを立ち上げ、遅くとも2003年末までに、2004年以降の将来計画を決定する。

）また、ユーザーの利便性が高い世界特許システムの構築に向けて、2002年度以降、各国の特許法及び運用の調和を推進する。特に、世界知的所有権機関（WIPO）における特許協力条約の改革に関する検討について、議論を主体的にリードし、制度の効率化及びユーザーの利便性の向上を図るとともに、世界知的所有権機関（WIPO）における実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組む、特許制度の国際的調和を図る。

再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技術が生まれている。そのような技術開発の発明を更に促進するため、特許法における取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論を得る。なお、本検討に当たっては、医師による医行為等に影響を及ぼさないよう、十分配慮する。

企業における戦略的な知的財産の活用

経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用

知的財産の経営戦略化

企業自らが、知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、それを事業活動に組み入れることにより、収益性と企業価値の最大化を図るとともに、それに併せた知的財産のグローバルな戦略的取得・管理を行うための戦略的なプログラムを策定できるよう、企業の実態を踏まえつつ2002年度中に参考となるべき指針を策定する。

(参考2) 知的財産基本法(抜粋)

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手續の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参加となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な

統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。